

月 額 掛 金 ※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保 険 年 齢	性 別	5 口	4 口	3 口	2 口	1 口
15歳～60歳	男性	4,500円	3,600円	2,700円	1,800円	900円
	女性					
61歳～65歳	男性	6,500円	5,200円	3,900円	2,600円	1,300円
	女性	4,885円	3,908円	2,931円	1,954円	977円
66歳～70歳	男性	8,243円	6,594円	4,946円	3,297円	1,649円
	女性	5,510円	4,408円	3,306円	2,204円	1,102円

※掛金は更新日（毎年11月1日）の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日（毎年11月1日）となります。（年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。）

※掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上の お取扱い	法人の場合	個人事業主の場合
	法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。（法基通9-3-5）（所基通36-31の2）	個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（直審3-8）（所基通36-31の2）

記載の税務についてのお取扱い是一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保 険 期 間	保険期間は1年間（毎年11月1日～その翌年10月31日）で、毎年自動的に更新されます。
加入日（効力発生日）	加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。
加入（増額）・脱退手続	加入（増額）の場合は、所定の加入申込書兼告知書（保険金額変更申込書兼告知書）により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。
掛金のお払込み	初回掛金の振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。
配 当 金	定期保険（団体型）部分（特約を含む）について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

加入者（被保険者）のみなさまへ 定期保険（団体型）は契約者：宮古商工会議所、被保険者：当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者：当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。
生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 https://www.seihohogo.jp/ TEL 03-3286-2820

■パンフレットに記載の制度内容は将来変更されることがあります。

[お問合せ先]			[定期保険（団体型）引受保険会社]		
 宮古商工会議所 〒027-0074 岩手県宮古市保久田7-25 TEL 0193-62-3233 FAX 0193-63-6131			 アクサ生命保険株式会社 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777（代表）		
田老支所 〒027-0307 岩手県宮古市田老一丁目3番4号 TEL 0193-87-3114 新里支所 〒028-2101 岩手県宮古市茂市3-159-1 TEL 0193-72-2231 川井支所 〒028-2302 岩手県宮古市川井2-119-1 TEL 0193-76-2120			[取扱店] アクサ生命保険株式会社 大船渡営業所 〒022-0003 岩手県大船渡市盛町字中道下2-25 大船渡商工会議所会館1F TEL 0192-27-5744 FAX 0192-27-6966 宮古オフィス TEL 0193-63-5531		

AXA-A1-2007-1052/557

会員事業所のみなさまへ

はまなす共済

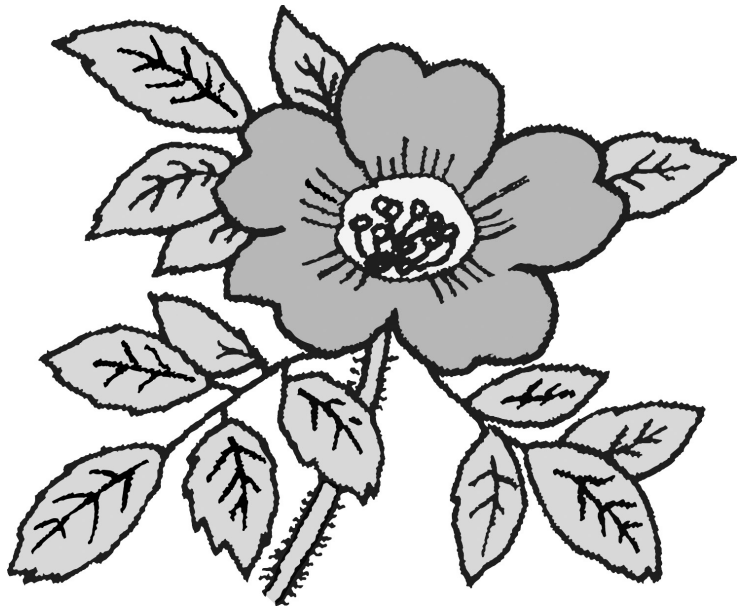
ご加入
のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）
＋宮古商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝金制度）
＋岩手県商工団体福祉制度連絡協議会独自の給付制度

ご 留 意
ください

宮古商工会議所、岩手県商工団体福祉制度連絡協議会それぞれ独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険（団体型）*を組み合わせた保障プラン名称がはまなす共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）



福利厚生制度にご活用いただけます

業務上・業務外を問わず 24時間保障	1年更新で医師の 診査なし	剰余金があれば 配当金も！	商工会議所独自の 給付制度も！
6大生活習慣病入院一時金 ガン入院一時金・ガン先進医療一時金			健康増進に役立つ付帯サービスも 健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険（団体型）契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤定期保険（団体型）契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



はまなす共済の内容

保 障 内 容

- ・主契約：定期保険（団体型）
- ・特 約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由		□数	5 □	4 □	3 □	2 □	1 □
死 亡	不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＋災害保険金＞		1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円
	上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＞		250万円	200万円	150万円	100万円	50万円
高 度 障 害	不慮の事故により 高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＋災害高度障害保険金＞		1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円
	傷害または疾病により 高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＞		250万円	200万円	150万円	100万円	50万円
入 院 ・ 治 療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき （同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度） ＜入院給付金＞	日帰り入院から保障	1日につき 10,000円	1日につき 8,000円	1日につき 6,000円	1日につき 4,000円	1日につき 2,000円
	ガン*2で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜ガン入院一時金＞		10万円	8万円	6万円	4万円	2万円
	6大生活習慣病*3で1日以上入院をしたとき （1年に1回限度） ＜6大生活習慣病入院一時金＞		5万円	4万円	3万円	2万円	1万円
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞		25万円	20万円	15万円	10万円	5万円

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。
※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。
※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。
※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。
※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

*1 お支払いの対象となる高度障害状態 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	・中皮および軟部組織の悪性新生物 ・乳房の悪性新生物 ・女性生殖器の悪性新生物 ・男性生殖器の悪性新生物 ・腎尿路の悪性新生物 ・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ・部位不明確、統廃部位および部位不明の悪性新生物 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	悪性新生物 ・独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ・上皮内新生物 ・真正赤血球増加症＜多血症＞ ・骨髓異形成症候群 ・慢性骨髓増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・ランゲルハンス細胞組織球症
	*2 お支払いの対象となるガン ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ・消化器の悪性新生物 ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物		*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病 ・糖尿病 ・心疾患 ・高血圧性疾患 ・脳血管疾患 ・肝硬変 ・慢性腎不全

はまなす共済のお取扱い

加入資格・条件

- 宮古商工会議所会員の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で加入される年の11月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え70歳6ヵ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方*4に限りです。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・レーザー・光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含まれます。

別表	心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症*5、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神障害、てんかん、肺炎腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷
----	--

- 当商工会議所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。

宮古商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容	□数	5 □	4 □	3 □	2 □	1 □
病 気 入 院 見 舞 金 （8日以上継続入院・保険期間中1回限度）	一律	20,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円
結 婚 ま た は 出 産 祝 金 （加入後1年以上の方に限る）	一律	10,000円				
年 祝 金 （女 性 3 3 歳 ・ 男 性 4 2 歳） （加入後1年以上の方に限る）	一律	5,000円				
還 暦 祝 金 （加入後1年以上の方に限る）	一律	5,000円				

①宮古商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
②「病気入院見舞金」は8日以上継続入院をしたとき、保険期間中1回を限度として支給いたします。
③「結婚または出産祝金」は加入者が婚姻届を出されたとき、または女性で出産された方どちらか一方のみ保険期間中1回限度で支給いたします。
④「年祝金」は数え年で女性33歳・男性42歳の年祝いに該当する方に支給いたします。
⑤「還暦祝金」は毎年11月1日現在の年齢が満60歳の方に支給いたします。
⑥定期保険（団体型）からの入院給付金の支払に該当した場合は、見舞金・祝金は支払の対象とはなりません。
⑦「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。
※詳細は、「見舞金・祝金制度」規約にて確認ください。

岩手県商工団体福祉制度連絡協議会独自の給付制度の内容

給付内容	□数	5 □	4 □	3 □	2 □	1 □
障 害 給 付 金	一律	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円
災 害 通 院 給 付 金 （5回以上の通院・20回限度）	1回につき	3,000円	2,400円	1,800円	1,200円	600円
災 害 見 舞 金 （障害給付金または災害通院給付金を請求の場合）	一律	7,000円				

※岩手県商工団体福祉制度連絡協議会独自の給付は、補助給付金支給細則に基づき支給いたします。なお、災害通院給付金は、1日につき1回の通院が限度となり、1日に複数回通院されても2回目以降は支払の対象とはなりません。
※定期保険（団体型）からの入院給付金の支払に該当した場合は、岩手県商工団体福祉制度連絡協議会の障害給付金、災害通院給付金、災害見舞金は支払の対象とはなりません。
※給付金・見舞金の請求期限は事由発生時から3年以内とします。
※岩手県商工団体福祉制度連絡協議会は岩手県下の商工会議所および商工会が実施している会員事業所のための共済制度の普及推進を図り、もって地域商工業に従事するものの福祉向上に寄与することを目的として、共済制度を実施する商工団体で組織される会であり、当商工会議所はこの協議会の会員です。
※「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、岩手県商工団体福祉制度連絡協議会独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

ア ク サ の 付 帯 サ ー ビ ス	ア ク サ 生 命 の 加 入 者 向 け サ ー ビ ス
---------------------	-------------------------------

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

加入者票の発行

保険金などの受取人・請求

- 商工会議所会員入会申込みと同時に（同日）に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

*4 申込日（告知日）現在、正常に就業している方とは加入（増額）申込日（告知日）現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など）
*5 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。

- 保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が生じた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が生じた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、はまなす共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所、岩手県商工団体福祉制度連絡協議会それぞれ独自の給付制度のお支払いはありません。
- 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者（被保険者）または加入事業所です。また、岩手県商工団体福祉制度連絡協議会独自の給付制度の受取人は加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。